

■EU：EU 委員会は、OTC 取引に関する規則案を発表

EU 委員会は、2010 年 9 月 15 日、OTC 取引（相対取引）に関する規則案を発表した。エネルギー取引や CO2 排出量取引などに直接関係する。2008 年の金融危機以降、EU 委員会では金融市場の安定化策を模索してきており、規則案には、OTC 取引（標準商品の場合）の決済相手先を、従来の契約相手から取引所やブローカー（Central Counterparty）とすること、そして、取引の報告を義務付けることなどが含まれている。前者は、契約相手の債務不履行リスクの緩和を目的としたものである。後者は、取引情報の詳細を報告するもので、情報へのアクセス権限は規制機関に限定される。規制機関はその情報を加工した上で公表することが求められる。